○国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)(抄)

構成員として加える者を選定することができる。閣府令で定めるところにより、公募をしないで国家戦略特別区域会議の	ができる。 しないで国家戦略特別区域会議の構成員として加える者を選定すること
で定める方法は、公募とする。ただし、次に掲げる場合においては、内第一条 国家単略特別区域法(以下「法」という。)第七条第二項の政令	、次に掲げる場合においては、内閣府令で定めるところにより、公募を一等一条の二、沿策七条第二項の政令で定める大法に、公募とする、たたし、
	で定めるものを講じていること。
	事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な措置として内閣府令
	三 前二号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域データ連携基盤整備
	他の不当な条件を付していないこと。
	二 区域データの提供に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その
	していること。
	の提供を受けるために必要な情報として内閣府令で定めるものを公表
	その他の先端的区域データ活用事業活動を実施する主体が区域データ
	一 内閣府令で定めるところにより、区域データの提供の方法及び条件
	の政令で定める基準は、次のとおりとする。
(新設)	第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第二条第二項第三号
	(法第二条第二項第三号の政令で定める基準)
現	改正案

2 (略) (略)

(法第十六条の四第一項の政令で定める基準)

第十八条 る。 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、 次のとおりとす

(略)

兀 次のいずれにも該当しない者であること。

イ~ニ (略)

ホ 正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定める 心身の故障により国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を適

もの

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

 \vdash (略

チ 規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 員等」という。) 五年を経過しない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に (ル及び第二十一条第四号ホにおいて 「暴力団

リ ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって 法人であって、その役員のうちにイからリまでのいずれかに該当 その法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの

(略)

2 (略)

第十八条 (法第十六条の四第一項の政令で定める基準 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、

次のとおりとす

る。

(略)

兀 次のいずれにも該当しない者であること。

イ〜ニ (略)

ホ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて

復権を得ない者

(新設)

(略)

 \vdash 規定する暴力団員 力団員でなくなった日から五年を経過しない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に (以下トにおいて 「暴力団員」 (ヌにおいて 「暴力 という。) 又は暴

団員等」という。

チ リ する者があるもの その法定代理人がイからトまで又はリのいずれかに該当するもの 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって 法人であって、その役員のうちにイからチまでのいずれかに該当

ル

(略)

する者があるもの

別表(第三十一条関係)	法人とする。	ホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 する者があるもの	ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であってもの もの 正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定める	ロ 心身の故障により国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適する者 第十八条第四号イからニまで又はへからチまでのいずれかに該当	四次のいずれにも該当しない者であること。一〜三(略)	第二十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりと(法第十六条の五第一項の政令で定める基準)
(新設)	(新設)				『 第十八条第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること 一〜三 (略)	第二十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりと(法第十六条の五第一項の政令で定める基準)

日本私立学校振興	タ 	日本司法支援セン	日本銀行	法人	大学共同利用機関	国立大学法人	廃炉等支援機構	原子力損害賠償・	保険	株式会社日本貿易	金融公庫	株式会社日本政策	銀行	株式会社国際協力		構	外国人技能実習機	公庫	沖縄振興開発金融	院大学学園	沖縄科学技術大学	名 称
日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法		総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)		国立大学法人法	国立大学法人法	三年法律第九十四号)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十		貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)	第五十七号)	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律	三十九号)	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第	九号)	の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生	三十一号)	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第	法律第七十六号)	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年	根拠と法